

平成5年10月15日

電気事業連合会

原子力部長 [REDACTED] 殿

資源エネルギー庁公益事業部

原子力発電安全企画審査課長 大野 栄一

原子力発電安全管理課長 藤富 正晴



既設原子力発電所の津波に対する安全性のチェック結果の報告について

標記の件につきましては、これまで、安全性を確保している旨の報告を受けてきたところでありますが、今般、津波に対する安全性の評価方法及び内容の統一化を図る観点から、下記要領により改めてチェック結果を報告していただくこととしましたので、関係一般電気事業者及び日本原子力発電株式会社担当部長あて周知徹底方宜しくお願い致します。

記

1. チェック対象原子力発電所は運転中及び工事中の原子力発電所とする。
2. チェック結果の報告に当たっては、当該原子力発電所の津波に対する安全性について設置許可時における津波の評価内容をもとに、最新原子力発電所等の津波評価の内容及び津波に関する最新の資料・知見を考慮してチェックし、その結果について評価方法及び内容の統一化の観点から取りまとめて行うこと。

3. チェック結果については、以下の項目を盛り込んだ報告書を提出すること。

- ① 敷地及び敷地周辺の津波記録
- ② 予測式による津波予測結果
- ③ 数値シミュレーションによる津波予測結果
- ④ 敷地において想定される津波評価高
- ⑤ 津波に対する安全性のチェック結果

4. 報告書の提出期限

提出期限は、原則として平成6年3月までとするが、特別な理由がある場合は申し出により提出期限の延長ができるものとする。

5. その他、記載のない詳細事項については耐震担当統括安全審査官と協議すること。